

## 新座市競争入札等参加業者選定基準

(平成19年3月30日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における発注基準並びに指名競争入札及び随意契約における業者の選定基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注基準)

第2条 新座市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要領（平成21年4月1日市長決裁）第8条第1項の規定により格付けした業者の級別に対応する発注の基準となる工事の等級は、別表1のとおりとする。

(一般競争入札の参加資格要件)

第3条 一般競争入札に参加できる資格者は、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）第17条の規定により入札参加資格の登録を受けた者（以下「建設工事等競争入札参加資格者」という。）とし、格付け業種は原則として、別表2によるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、制限付き一般競争入札を実施する場合の入札参加資格要件は、新座市競争入札等業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）において別に決定する。

(指名業者の選定)

第4条 指名競争入札又は随意契約における指名業者の選定は、建設工事等競争入札参加資格者の中から行うものとし、格付け業種は原則として、別表3によるものとする。

2 業者選定委員会で選定する業者の数は別表4の区分に従い行うものとし、等級を設けない業種については業務の内容に応じ業者選定委員会で協議し決定することとする。

3 前項に規定する選定業者数は、業務内容によって上回って選定することはできるが、下回って選定することはできない。

4 建設工事等競争入札参加資格者であっても次の各号のいずれかに該当する者は、指名業者として選定することができない。

(1) 新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月10日実施）に基づく入札参加停止措置期間中である者

(2) 新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日実施）に基づく入札参加除外措置期間中である者

(3) 過去2年間連続して、工事成績点数が極めて低い者

- (4) 過去2年間の年間平均完成工事高が当該工事の入札対象額と比較して不十分である者
  - (5) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
  - (6) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められる者
  - (7) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
  - (8) 労働関係等の問題について、労働基準監督署等からの通報が埼玉県にあり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
- 5 指名業者の選定に当たっては、次に掲げる基準項目について別表5に基づき選定業者を評価し、上位者から選定するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 技術状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 当該工事に対する地理的状況
- (5) 手持ち工事からみた施工能力
- (6) 当該工事の施工に対する技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) その他

(特例)

第5条 災害時等により緊急に施工が必要な工事、特殊な技術、経験又は機械器具を必要とする工事、その他特別の事由のある工事については、等級などにかかわらず、適当と認められる業者を指名選定できるものとする。

2 前条の規定により指名業者を選定する場合又は市内業者が少数である場合や市内業者の手持ち工事が多く新たな指名が困難なために市内業者で基準数が確保できない場合は、市外業者に枠を広め選定するものとする。

(入札参加要件等)

第6条 工事の一般競争入札の参加要件並びに指名競争入札及び随意契約における業者の選定は、この基準に定めるもののほか、新座市市内事業者優先発注実施方針（令和2年2月5日市長決裁）に定めるところによる。

(業務委託への準用)

第7条 第3条から前条までの規定は、建設工事にかかる業務委託（設計、測量

等)についても準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 新座市建設工事等指名業者選定基準(平成7年7月1日実施)は、廃止する。

附 則(平成20年3月31日市長決裁)

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

附 則(平成21年4月9日市長決裁)

この基準は、平成21年4月10日から実施する。

附 則(平成21年6月1日市長決裁)

この基準は、平成21年6月1日から実施する。

附 則(令和2年2月5日市長決裁)

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

別表1 工事の等級

工事等級	土木一式工事	舗装工事	建築一式工事	電気工事	管工事	その他の工事
特A級	1億5,000万円以上	1億5,000万円以上	1億5,000万円以上	—	—	その都度、競争入札等業者選定委員会が決定する額
A級	1億5,000万円未満 9,000万円以上	1億5,000万円未満 9,000万円以上	1億5,000万円未満 9,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上	
B級	9,000万円未満 5,000万円以上	9,000万円未満 5,000万円以上	9,000万円未満 5,000万円以上	5,000万円未満 3,000万円以上	5,000万円未満 3,000万円以上	
C級	5,000万円未満 1,000万円以上	5,000万円未満 1,000万円以上	5,000万円未満 1,000万円以上	3,000万円未満 1,000万円以上	3,000万円未満 1,000万円以上	
D級	1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	

別表2 工事等級ごとの一般競争入札参加業者の範囲

工種	工事等級	金額の範囲	業者ランク
土木一式工事 舗装工事 建築一式工事	特A級	1億5,000万円以上	Aランク業者
	A級	9,000万円以上1億5,000万円未満	A・Bランク業者
	B級	5,000万円以上9,000万円未満	A～Cランク業者
	C級	1,000万円以上5,000万円未満	A～Dランク業者
電気工事 管工事	A級	5,000万円以上	A・Bランク業者
	B級	3,000万円以上5,000万円未満	A～Cランク業者
	C級	1,000万円以上3,000万円未満	A～Dランク業者

別表3 工事等級ごとの指名業者の範囲

工種	工事等級	金額の範囲	業者ランク
土木一式工事 舗装工事 建築一式工事	特A級	1億5,000万円以上	Aランク業者
	A級	9,000万円以上1億5,000万円未満	原則として、指名業者の半数以上をAランク業者から選定する。
	B級	5,000万円以上9,000万円未満	原則として、指名業者の半数以上をBランク業者から選定する。
	C級	1,000万円以上5,000万円未満	原則として、指名業者の半数以上をCランク業者から選定する。
	D級	1,000万円未満	原則として、指名業者の半数以上をDランク業者から選定する。
電気工事 管工事	A級	5,000万円以上	原則として、指名業者の半数以上をAランク業者から選定する。
	B級	3,000万円以上5,000万円未満	原則として、指名業者の半数以上をBランク業者から選定する。
	C級	1,000万円以上3,000万円未満	原則として、指名業者の半数以上をCランク業者から選定する。
	D級	1,000万円未満	原則として、指名業者の半数以上をDランク業者から選定する。

別表4 指名業者数

建設工事				業務委託			
工事等級	特A級 A級	B級 C級 D級(500万円以上)	D級(500万円未満)	予定価格	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	100万円以上 500万円未満
指名業者数	15社	10社	8社	指名業者数	6社	5社	4社

別表5 指名業者選定運用基準

指名基準項目		運用基準
1	経営状況	・ 経営状況の健全化
2	技術状況	・ 技術者の資格・数
3	工事成績の状況	・ 過去一定期間における工事成績 ・ 過去一定期間における工事成績の優秀性
4	当該工事に対する地理的状況	・ 工種別の本店又は営業所等の所在地と工事場所との距離
5	手持ち工事からみた施工能力	・ 技術者数及び当該工事と同種工事の手持ち量からみた、当該工事の施工能力
6	当該工事の施工に対する技術的適性	・ 過去一定期間における当該工事と同種の工事についての施工実績の状況
7	安全管理の状況	・ 安全対策等の現場管理の成績 ・ 安全管理の状況が特に優良であることによる表彰等の実績 ・ 建設業労働災害防止協会加入実績 ・ 市発注工事についての過去一定期間における死亡事故等の発生状況
8	労働福祉の状況	・ 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団等との退職金共済契約の締結の状況
9	その他	・ 過去一定期間における入札参加停止措置若しくは入札参加除外措置又は建設業法等の違反処分の状況 ・ 過去一定期間の指名回数・契約実績との比較 ・ 工事請負契約書及び入札参加時における注意事項等の違反状況 ・ 格付けと当該工事の規模との関連性及び同一格付内における施工能力・経営内容と工事規模との均衡